

# 日本写真芸術学会会則

## 第1章 総 則

第1条：本会は日本写真芸術学会と称する。  
(The Japan Society for Arts and History of Photography)

第2条：本会の事務局を練馬区旭丘2-42-1、日本大学芸術学部写真学科内に置く。

## 第2章 目的および事業

第3条：本会は、写真表現にかかわる制作・理論・歴史等の学問的研究を行い、写真文化の向上と普及に寄与することを目的とする。

第4条：本会はその目的達成のため、次の事業を行う。

- イ. 年次大会、研究発表会、例会、セミナー等
- ロ. 機関紙の発行
- ハ. 公開講演会
- ニ. 国際シンポジウム
- ホ. 制作発表会等
- ヘ. 初等、中等、高等教育における写真教育制度の推進と写真教育者の育成
- ト. 顕彰等
- チ. その他（写真著作権問題等）

## 第3章 会員および組織

第5条：会員は次の各号とする。

- イ. 正会員
- ロ. 学生会員（大学院生を含む）
- ハ. 賛助会員（本会の趣旨に賛同し、賛助する団体、企業等）
- ニ. 海外会員（海外居住者で本会の目的および事業に賛同するもの）

第6条：会員は次の分野で活動し、本会の趣旨に賛同し、7条に該当する研究者とする。

- イ. 写真教育機関の教職員
- ロ. 写真に関心を持つ各教育機関の教職員

- ハ. 写真家
- ニ. 写真の表現、歴史研究者および写真評論家
- ホ. 美術館・博物館・図書館等関係者
- ヘ. ジャーナリズム、マスコミュニケーションの機関に所属するもの
- ト. 写真関連企業に所属し、本会の目的に沿う研究を行うもの
- チ. その他本会の目的に沿う研究を行うもの

第7条：本会に入会を希望するものは、入会届けを提出し、理事会の承認を得なければならない。

第8条：本会の会員は別に定めた会費を毎年所定の時期に収めねばならない。

第9条：役員

- イ. 会 長 1名
- ロ. 副会長 3名以内
- ハ. 理 事 24名以内
- ニ. 評議員 20名以内
- ホ. 監 事 2名

第10条：役員を選出は次によって行う。

- イ. 会長は、理事が互選により候補者を推薦し、総会の承認を得る
- ロ. 副会長は、理事の中から会長候補者が推薦し、理事会の議を経て総会の承認を得る
- ハ. 理事・評議員・監事は、正会員の互選によって定め、選出は、理事・評議員・監事選出規定による

第11条：役員任期は2年とし、再任は妨げない。

第12条：役員役割分担は次の各号とする。

- イ. 会長が本会を代表して会務を統括し、総会、理事会を招集する
- ロ. 理事は会務を分掌する
- ハ. 評議員は評議会において会務を評議する

ニ. 監事は本会の会計を監査し、総会に報告する

第13条：本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が推薦し理事会の承認を得る。

#### 第4章 会 議

第14条：総会は会長が招集し、通常総会及び臨時総会とする。通常総会は、毎会計年度終了後、3ヶ月以内に開催する。臨時総会は、理事会が必要と認め決議したときおよび正会員1/5以上の要請があった場合に開催する。

第15条：総会は正会員の1/3以上の出席（委任状を含む）を以て成立し、議事は出席者の過半数の賛成により決定する。但し、賛否同数の場合は、議長がこれを決める。

第16条：総会および理事会の議長は会長または、会長の指名した者がその任にあたる。

第17条：総会の議決事項は次の通りとする。

- イ. 会則の変更
- ロ. 決算および予算
- ハ. 事業報告および事業計画
- ニ. 会長および副会長の承認
- ホ. その他、理事会が必要と認めた事項

第18条：理事会は、会長、副会長、理事によって構成され、会長または構成員の半数以上が必要と認めるとき、会長が召集する。

第19条：理事会は、本会の運営に必要な委員会を設置することができる。設置に関する規定は、別に定める。

第20条：理事会は、構成員の2/3以上の出席（委任状を含む）により成立し、出席者の過半数の賛成により決定する。

#### 第5章 会 計

第21条：本会の会計は、次の各項とする。

- イ. 会費（賛助会費を含む）
- ロ. 入会金

ハ. 事業に伴う収入

ニ. 寄付金

ホ. その他収入

また、既納の会費等はいかなる場合も返済しない。

第22条：本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

#### 第6章 補 則

第23条：本会には必要に応じて支部を置くことができる。支部細則は別に定める。

第24条：本会の名誉を著しく損ねた場合、理事会の議を経て総会の決議により、除名することができる。

第25条：会の運営に必要な会費を所定の時期より1年以上滞納した場合、理事会の決議により除名することが出来る。

#### 附 則

1. 会費は次のとおり定める。

- イ. 正会員 7,000円
- ロ. 学生会員 3,000円
- ハ. 海外会員 8,000円
- ニ. 賛助会員 1口50,000円（1口以上とする）
- ホ. 入会金 3,000円（賛助会員を除く）

2. 本会則は平成3年4月1日より実施する。

一部訂正・平成4年6月13日

一部訂正・平成6年6月18日

一部訂正・平成7年6月10日

一部改定・平成12年6月17日

一部改定・平成17年6月18日

一部改定・平成22年6月12日